宮城県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察

―2013年アンケート結果の追加版―

吉　田　友　之

はしがき

筆者は，宮城県に所在する貿易業者を対象として2003年に「トレード・タームズ（Trade Terms；貿易定型取引条件）の使用実態」についてアンケート調査を実施した（以下，2003と称す）[1)]。この種の調査は一定の時間的間隔をおいて定点的観測を行うことで一層の説得力を有するようになると考え，つづいて2013年（以下，2013と称す）[2)] の二度にわたりアンケート調査を実施することとなった。二度にわたる同調査から所期の目的は達成できその成果を順次

1）①調査のテーマ:トレード･タームズ（貿易定型取引条件）に関するアンケート調査。②調査の実施期間:2003年４～７月。③調査対象者：http//www.slip.city.sendai.jp/のSendai Business Directoryに掲載の企業中，overseas trade experience：yesとの記載のある全業者。原則として，県内に本社を置いていない企業については調査対象から除外した。④調査の実施方法：アンケート票，アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状，返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し，返送を依頼した（いわゆる郵送調査法)。アンケート調査協力依頼状を事前にEメールまたはファックスで送信し，その後アンケート調査票を郵送し，返送を依頼した（４月)。回答がなかった先にはファックスまたはEメールにより再度の回答依頼を行った（４月下旬)。回答がなかった先にアンケート調査票を再送し，ファックスで回答依頼を行った（６月中旬～下旬)。なお回答がなかった先に電話により回答依頼を行った（７月下旬)。⑤回答者数：アンケート調査票送付総数37件で回収数36件であった。そのうち有効回答数は21件で，15件は「直接貿易は行っていない」,「回答拒否」,「白紙」,「本社が東京」などであった。したがって，回収率は97.3％（36件÷37件)，有効回収率は56.8％（21件÷37件)，実質有効回答率は95.5％（21件÷（37件－15件))であった。

2）①調査のテーマ:トレード･タームズ（貿易定型取引条件）に関するアンケート調査。②調査の実施期間:2013年８～９月。③調査対象者：日本貿易振興機構仙台貿易情報センター，宮城県経済商工観光部海外ビジネス支援室『宮城県貿易関係企業名簿2012』に掲載の企業中,「実績と形態」欄で直接貿易と間接貿易の両方との記載のある全業者。④調査の実施方法：アンケート票，アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状，返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し，返送を依頼した（いわゆる郵送調査法)。アンケート調査票を郵送し返送を依頼した（８月)。⑤回答者数：アンケート調査票送付総数136件で回収数58件であった。そのうち有効回答数は51件で，４件は「輸出入を行っていない」，１件は「間接貿易」，１件は「特許権の貿易」，１件は「締結に至らず」であった。他に５件は「転居先不明」,「廃業」であった。したがって，回収率は42.6％（58件÷136件)，有効回収率は37.5％（51件÷136件)，実質有効回答率は41.1％（51件÷（136件－12件))であった。

論文にまとめたが，副産物として業者の売買契約にかかわる現状のデータを入手することができた。このデータはとくに中小貿易企業に対して示唆に富む事項の証明ともなっていた。つまりそれは，貿易業者が貿易売買契約で取り決めるべき条件であると理論上いわれていることは，実際上どの程度まで盛り込まれているのかについてつまびらかにしていた。これらは，そのデータ内容からしてすでに発表した論文『宮城県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察－2013年アンケート調査より－』[3]と分けて発表した方がよいと筆者が判断し，今般別に本稿をまとめあげている。

第1章では貿易業者は貿易取引上の必須条件として使用するトレード・タームズに対していかなる準拠規則を採用しているのか，第2章では貿易業者がトレード・タームズに対する準拠規則を取り決めていない場合の理由とその対処方法はどうしているのか，第3章では貿易売買契約書にどのような内容の紛争解決方法規定を行っているのか，第4章ではウィーン売買条約の理解度などについて，2013のデータ分析を中心に，併せて2003のデータとの時系列的比較考究を行いたい。そして貿易売買契約書の中で詳細な事項まで売買両当事者間で合意しておくことが理論上最良であるといわれているが，これは実務上と乖離しているのか。乖離があるとすればどのような点であるのかを明らかにしたうえで，中小企業が貿易取引を行う際に契約上の留意点の変貌について言及したい。

第1章　利用トレード・タームズに準拠する規則

1　単純集計と分析

1）アンケート結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズは何に準拠していますか」（1～2つ回答）について質問したところ[4]，表1の回答を得た。

表1　トレード・タームズの準拠規則
〔左段：回答者ベース〕[5]（右段：回答数ベース）[6]（単位%）

	2003年 〔21件〕（22件）	2013年 〔46件〕（51件）
インコタームズ2010年版	選択肢なし[7]	10件 〔21.7〕（19.6）
インコタームズ2000年版	5件 〔23.8〕（22.7）	5件 〔10.9〕（9.8）

3）吉田友之「宮城県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察－2013年アンケート調査より－」『関西大学商学論集』関西大学商学会，第60巻2号，2015年9月。
4）以下，本論中で傍点を付けているカッコ内の文はアンケート票の質問文である。
5）回答頻度を示す（回答者が選択回答した割合）。
6）回答比率を示す（全回答数からみて選択回答の占める割合）。
7）2003年の調査当時には，2010年版インコタームズの刊行前であり，本問の選択肢に「インコタームズ2010年版」は入れなかった。

インコタームズ1990年版	1 件 〔4.8〕（4.5）	0 件 〔0.0〕（0.0）
インコタームズ1980年版	0 件 〔0.0〕（0.0）	選択肢なし[8]
インコタームズ （何年版かは明示しない）	1 件 〔4.8〕（4.5）	6 件 〔13.0〕（11.8）
1941年改正米国貿易定義	2 件 〔9.5〕（9.1）	0 件 〔0.0〕（0.0）
同業者団体が規定した規則	2 件 〔9.5〕（9.1）	9 件 〔19.6〕（17.6）
社内で独自に作成した規則	3 件 〔14.3〕（13.6）	2 件 〔4.3〕（3.9）
どの規則にも準拠していない	7 件 〔33.3〕（32.0）	19件 〔41.3〕（37.3）
その他	1 件 〔4.8〕（4.5）	0 件 〔0.0〕（0.0）

2）結果の実態比較

回答者ベースでは以下のようになっていた。

2003では，「どの規則にも準拠していない」は3.0社に 1 社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は4.2社に 1 社，「社内で独自に作成した規則」は7.0社に 1 社，「1941年改正米国貿易定義」，「同業者団体が規定した規則」はともに10.5社に 1 社，「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」，「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」，「その他」はともに21.0社に 1 社とつづいていた。

2013では，「どの規則にも準拠していない」は2.4社に 1 社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は4.6社に 1 社，「同業者団体が規定した規則」は5.1社に 1 社，「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は7.7社に 1 社，「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は9.2社に 1 社，「社内で独自に作成した規則」は23.0社に 1 社とつづいていた。

時系列的には，「どの規則にも準拠していない」は，各年ともに2.4～3.0社に 1 社のほぼ同じく最も高い回答頻度で推移していた。2003では最新の「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」，2013では最新の「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」はともに4.2～4.6社に 1 社の 2 位のほぼ同じ回答頻度で推移していた。制定後13年が経過したインコタームズでは，2003では「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」は21.0社に 1 社から，2013では「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は9.2社に 1 社と回答頻度が高くなっていた。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は7.7～21.0社に 1 社，「同業者団体が規定し

8）2013年の調査当時には，1980年版インコタームズは本問の選択肢には入れなかった。

た規則」は5.1～10.5社に1社と回答頻度が高くなる傾向を示していた。「社内で独自に作成した規則」は7.0～23.0社に1社と回答頻度が低くなる傾向を示していた。

2　クロス集計と分析

1）アンケート結果の比較

2003では,「貿易形態」と「使用するトレード・タームズの準拠規則」のクロス集計（回答数ベース）は表2の結果であった。

表2

上段：件 下段：%		合計	使用タームズの準拠規則								
			インコタームズ2000年版	インコタームズ1990年版	インコタームズ1980年版	インコタームズ（何年版は不明）	1941年改正米国貿易定義	同業者団体規定の規則	社内で独自に作成した規則	どの規則にも準拠していない	その他
全体		22	5	1	0	1	2	2	3	7	1
		100.0	22.7	4.5	0.0	4.5	9.1	9.1	13.6	32.0	4.5
貿易形態	輸出業と輸入業	15	3	1	0	1	2	2	3	3	0
		100.0	20.0	6.7	0.0	6.7	13.3	13.3	20.0	20.0	0.0
	輸出業のみ	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	輸入業のみ	5	2	0	0	0	0	0	0	3	0
		100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2013では,「貿易形態」と「使用するトレード・タームズの準拠規則」のクロス集計（回答数ベース）は表3の結果であった。

表3

上段：件 下段：%		合計	使用タームズの準拠規則								
			インコタームズ2010年版	インコタームズ2000年版	インコタームズ1990年版	インコタームズ（何年版は不明）	1941年改正米国貿易定義	同業者団体規定の規則	社内で独自に作成した規則	どの規則にも準拠していない	その他
全体		51	10	5	0	6	0	9	2	19	0
		100.0	19.6	9.8	0.0	11.8	0.0	17.6	3.9	37.3	0.0
貿易形態	輸出業と輸入業	17	4	3	0	3	0	2	1	4	0
		100.0	23.6	17.6	0.0	17.6	0.0	11.8	5.9	23.5	0.0
	輸出業のみ	18	5	1	0	1	0	4	0	7	0
		100.0	27.8	5.6	0.0	5.6	0.0	22.2	0.0	38.8	0.0
	輸入業のみ	16	1	1	0	2	0	3	1	8	0
		100.0	6.3	6.3	0.0	12.5	0.0	18.8	6.3	49.8	0.0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2）　結果の実態比較

貿易形態によってトレード・タームズの準拠規則ごとに特徴があるかないかが分かる。

2003では，表２のように，「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は，「輸入業」，「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。「どの規則にも準拠していない」は，「輸入業」，「輸出業」，「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向，「輸出業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。

2013では，表３のように，「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は，「輸出業」，「輸出入業」がほぼ同率で，つづいて「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向，「輸出入業」は「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は，「輸出入業」，つづいて「輸入業」，「輸出業」がほぼ同比率の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」，「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられた。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は，「輸出入業」，「輸入業」，「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は，「輸入業」と比べて若干高い選択傾向，「輸出業」と比べて高い選択傾向，「輸入業」は「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「同業者団体が規定した規則」は，「輸出出業」，「輸入業」がほぼ同率で，つづいて「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸出入業」と比べてかなり高い選択傾向，「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「社内で独自に作成した規則」は，「輸入業」，「輸出業」がほぼ同率であった。「どの規則にも準拠していない」は，「輸入業」，「輸出業」，「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向，「輸出業」は「輸出入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。

時系列的には「どの規則にも準拠していない」は，各年ともに，「輸入業」は最も高い選択傾向で，つづいて「輸出業」，「輸出入業」の選択傾向となっていた。

第２章　利用トレード・タームズに対する規則の非準拠理由

１　単純集計と分析

１）アンケート結果の比較

「（どの規則にも準拠していない方は回答ください）どの規則にも準拠していない理由は何ですか」（２～３つ回答）について質問したところ，表４の回答を得た。

２）　結果の実態比較

回答者ベースでは以下のようになっていた。

2003では，「特に問題が生じたことがないから」は1.8社に１社，「どんな規則があるのか知

表4　どの規則にも非準拠の理由（非準拠者のみ）
〔左段：回答者ベース〕〔右段：回答数ベース〕（単位%）

	2003年 〔7件〕（9件）	2013年 〔19件〕（41件）
特に問題が生じたことがないから	4件 〔57.1〕（44.5）	15件 〔78.9〕（36.6）
それが長年のやり方であるから	1件 〔14.3〕（11.1）	7件 〔36.8〕（17.1）
相手方からの要求がないから	1件 〔14.3〕（11.1）	9件 〔47.4〕（22.0）
相手方に準拠規則の採用を説明するのが面倒であるから	0件 〔0.0〕（0.0）	0件 〔0.0〕（0.0）
どんな規則があるのか知らないから	2件 〔28.6〕（22.2）	3件 〔15.8〕（7.3）
どの規則が適切であるか分からないから	1件 〔14.3〕（11.1）	6件 〔31.6〕（14.6）
その他	0件 〔0.0〕（0.0）	1件 〔5.3〕（2.4）

らないから」は3.5社に1社となり，高い回答頻度となっていた。つぎに「それが長年のやり方であるから」，「相手方からの要求がないから」，「どの規則が適切であるか分からないから」はともに7.0社に1社の回答頻度でつづいていた。

2013では，「特に問題が生じたことがないから」は1.3社に1社，「相手方からの要求がないから」は2.1社に1社，「それが長年のやり方であるから」は2.7社に1社，「どの規則が適切であるか分からないから」は3.2社に1社となり，高い回答頻度となっていた。つぎに「どんな規則があるのか知らないから」は6.3社に1社の回答頻度でつづいていた。

時系列的には，「特に問題が生じたことがないから」は，各年ともに1.3～1.8社に1社のほぼ同じく最も高い回答頻度で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は，2003では7.0社に1社の最も低い回答頻度であったが，2013では2.7社に1社の相対的に中位の回答頻度で推移していた。「相手方からの要求がないから」は，2003では7.0社に1社の最も低い回答頻度で推移していたが，2013では2.1社に1社の相対的に高い回答頻度で推移していた。「どんな規則があるのか知らないから」は，2003では3.5社に1社の相対的に高い回答頻度であったが，2013では6.3社に1社の「その他」を除いて最も低い回答頻度であった。「どの規則が適切であるか分からないから」は，2003では7.0社に1社の最も低い回答頻度で推移していたが，2013では3.2社に1社の相対的に中位の回答頻度で推移していた。

回答数ベースでは以下のようになっていた。

2003では，「特に問題が生じたことがないから」は4割強を占め，以下「どんな規則があるのか知らないから」は2割強，「それが長年のやり方であるから」，「相手方からの要求がないから」，「どの規則が適切であるか分からないから」はともに約1割の順となっていた。

2013では，「特に問題が生じたことがないから」は4割弱を占め，以下「相手方からの要求がないから」は2割強，「それが長年のやり方であるから」は2割弱，「どの規則が適切であるか分からないから」は約1割5分，「どんな規則があるのか知らないから」は1割弱，「その他」

は約 2 分の順となっていた。

時系列的には，「特に問題が生じたことがないから」は，各年ともに 4 割弱から 4 割強の回答比率で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は，2003の 1 割強，2013の 2 割弱と回答比率は漸増傾向であった。「相手方からの要求がないから」は，2003の 1 割強，2013の 2 割強と回答比率は漸増傾向であった。「どんな規則があるのか知らないから」は，2003の 2 割強，2013の 1 割弱と回答比率は漸減傾向であった。「どの規則が適切であるか分からないから」は，2003の 1 割強，2013の約 1 割 5 分と回答比率はほぼ同比率で推移していた。

2　クロス集計と分析

1）　アンケート結果の比較

2003では，「貿易形態」と「どの規則にも非準拠理由」のクロス集計（回答数ベース）は表 5 の結果であった。

表 5

上段：件 下段：%		合計	どの規則にも準拠しない理由						
			特に問題が生じたことがない	それが長年のやり方	相手方からの要求がない	準拠規則採用の説明が面倒	どんな規則があるのか知らない	どの規則が適切か分からない	その他
全体		9	4	1	1	0	2	1	0
		100.0	44.5	11.1	11.1	0.0	22.2	11.1	0.0
貿易形態	輸出業と輸入業	3	2	1	0	0	0	0	0
		100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	輸出業のみ	2	0	0	1	0	1	0	0
		100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	輸入業のみ	4	2	0	0	0	1	1	0
		100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2013では，「貿易形態」と「どの規則にも非準拠理由」のクロス集計（回答数ベース）は表 6 の結果であった。

表 6

上段：件 下段：%		合計	どの規則にも準拠しない理由						
			特に問題が生じたことがない	それが長年のやり方	相手方からの要求がない	準拠規則採用の説明が面倒	どんな規則があるのか知らない	どの規則が適切か分からない	その他
全体		41	15	7	9	0	3	6	1
		100.0	36.6	17.1	22.0	0.0	7.3	14.6	2.4
貿易形態	輸出業と輸入業	9	4	3	1	0	0	1	0
		100.0	44.5	33.3	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0
	輸出業のみ	16	6	2	6	0	1	1	0
		100.0	37.4	12.5	37.5	0.0	6.3	6.3	0.0
	輸入業のみ	16	5	2	2	0	2	4	1
		100.0	31.2	12.5	12.5	0.0	12.5	25.0	6.3
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2）結果の実態比較

貿易形態によってどの規則にも準拠しない理由に特徴があるかないかが分かる。

2003では，表5のように，「特に問題が生じたことがないから」は，「輸出入業」，「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「どんな規則があるのか知らないから」は，「輸出業」，「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。

2013では，表6のように，「特に問題が生じたことがないから」は，「輸出入業」，つづいて「輸出業」，「輸入業」がほぼ同比率であった。「輸出入業」は，「輸出業」と比べて若干高い選択傾向，「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「それが長年のやり方であるから」は，「輸出入業」，つづいて「輸出業」，「輸入業」が同比率であった。「輸出入業」は，「輸出業」，「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。「相手方からの要求がないから」は，「輸出業」，つづいて「輸入業」，「輸出入業」がほぼ同比率であった。「輸出業」は，「輸入業」，「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「どんな規則があるのか知らないから」は，「輸入業」，「輸出業」の順となっており，「輸入業」は「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「どの規則が適切であるか分からないから」は，「輸入業」，つづいて「輸出入業」，「輸出業」がほぼ同比率であった。「輸入業」は，「輸出入業」と比べて高い選択傾向，「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。

時系列的には，「特に問題が生じたことがないから」は，「輸出入業」，「輸入業」では漸減傾向であったが，「輸出業」では漸増傾向を示していた。「それが長年のやり方であるから」は，「輸出入業」では同率で推移していたが，「輸出業」，「輸入業」では漸増傾向を示していた。「相手方からの要求がないから」は，「輸出業」では漸減傾向，「輸入業」，「輸出入業」では漸増傾向を示していた。「どんな規則があるのか知らないから」は，「輸出入業」では大きく漸減傾向，「輸入業」では漸減傾向を示していた。「どの規則が適切であるか分からないから」は，「輸入業」では同率で推移していたが，「輸出入業」，「輸出業」では漸増傾向を示していた。

第3章　紛争解決方法規定の有無

1　単純集計と分析

1）アンケート結果の比較

「貴社が使用する貿易売買契約書の中に紛争解決方法についての規定はありますか」について質問したところ，表7の回答を得た。

表７　紛争解決方法規定の有無（回答数ベース）　（単位％）

	2003年 (17件)	2013年 (47件)
ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定	1 件 (5.9)	8 件 (17.0)
ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定	0 件 (0.0)	1 件 (2.1)
ある……商事仲裁による紛争解決規定	1 件 (5.9)	3 件 (6.4)
ある……訴訟による紛争解決規定	1 件 (5.9)	5 件 (10.6)
ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため	10件 (58.8)	18件 (38.4)
ない……貿易売買契約書自体を作成していない	4 件 (23.5)	9 件 (19.1)
その他	0 件 (0.0)	3 件[9)] (6.4)

2）　結果の実態比較

2003では，「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は 6 割弱，「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は 2 割強，「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」，「ある……商事仲裁による紛争解決規定」，「ある……訴訟による紛争解決規定」はともに約 6 分を占めていた。

2013では，「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は 4 割弱，「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は約 2 割，「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は 2 割弱，「ある……訴訟による紛争解決規定」は約 1 割，「ある……商事仲裁による紛争解決規定」，「その他」はともに約 6 分，「ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定」は約 2 分を占めていた。

時系列的には，「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は，各年ともに 6 割弱から 4 割弱の最も高い回答比率で推移していた。「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は，各年ともに上位の高い回答比率であったが，2003の 2 割強，2013の 2 割弱と回答比率は微減傾向であった。「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は，2003の約 6 分，2013の 2 割弱と漸増傾向であった。「ある……訴訟による紛争解決規定」は，2003の約 6 分，2013の約 1 割と微増傾向であった。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は，各年とも約 6 分の下位の回答比率で推移していた。

9）・ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定，およびある……商事仲裁による紛争解決規定。・ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定，およびある……訴訟による紛争解決規定との組み合わせ。・取引先による。

2　クロス集計と分析

1）アンケート結果の比較

2003では，「貿易形態」と「紛争解決方法の規定の有無」のクロス集計（回答数ベース）は表8の結果であった。

表8

上段：件 下段：%		合計	紛争解決方法の規定の有無						
			ある､当事者の話し合い	ある､同業者団体仲介	ある、商事仲裁	ある、訴訟	ない、話し合うことの暗黙の了解	ない､契約書自体を作成していない	その他
全体		17	1	0	1	1	10	4	0
		100.0	5.9	0.0	5.9	5.9	58.8	23.5	0.0
貿易形態	輸出業と輸入業	11	1	0	1	0	8	1	0
		100.0	9.1	0.0	9.1	0.0	72.7	9.1	0.0
	輸出業のみ	2	0	0	0	0	0	2	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	輸入業のみ	4	0	0	0	1	2	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2013では，「貿易形態」と「紛争解決方法の規定の有無」のクロス集計（回答数ベース）は表9の結果であった。

表9

上段：件 下段：%		合計	紛争解決方法の規定の有無						
			ある､当事者の話し合い	ある､同業者団体仲介	ある、商事仲裁	ある、訴訟	ない、話し合うことの暗黙の了解	ない､契約書自体を作成していない	その他
全体		47	8	1	3	5	18	9	3
		100.0	17.0	2.1	6.4	10.6	38.4	19.1	6.4
貿易形態	輸出業と輸入業	15	3	0	2	4	3	2	1
		100.0	20.0	0.0	13.3	26.7	20.0	13.3	6.7
	輸出業のみ	17	3	1	0	0	5	6	2
		100.0	17.6	5.9	0.0	0.0	29.4	35.3	11.8
	輸入業のみ	15	2	0	1	1	10	1	0
		100.0	13.3	0.0	6.7	6.7	66.6	6.7	0.0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2）結果の実態比較

貿易形態によって紛争解決方法に特徴があるかないかが分かる。

2003では，表8のように，「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は，「輸出入業」，「輸入業」の順となっており，「輸出入業」は「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は，「輸出業」，「輸入業」，「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」，「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向，「輸入業」は「輸出入業」と比べてかなり高い選択

傾向がみられた。

2013では，表9のように，「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は，「輸出入業」，「輸出業」，「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は，「輸出入業」，「輸入業」の順となっており，「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ある……訴訟による紛争解決規定」は，「輸出入業」，「輸入業」の順となっており，「輸出入業」は「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向となっていた。「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は，「輸入業」，「輸出業」，「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出業」，「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向，「輸出業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は，「輸出業」，「輸出入業」，「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は，「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向，「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。

時系列的には，「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は，「輸出入業」では漸増傾向であり，とくに「輸出業」，「輸入業」では大変に漸増傾向を示していた。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は，「輸出入業」，「輸入業」では微増傾向を示していた。「ある……訴訟による紛争解決規定」は，「輸出入業」では大変に漸増傾向，「輸入業」では漸減傾向を示していた。「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は，「輸出入業」では大変に漸減傾向，「輸出業」では大変に漸増傾向，「輸入業」では漸増傾向を示していた。「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は，「輸出入業」では微増傾向，「輸出業」では大変に漸減傾向，「輸入業」では漸減傾向を示していた。

第4章　ウィーン売買条約の理解度

1　単純集計と分析

1）アンケート結果[10)]

「貴社は『ウィーン売買条約』または『CISG』の内容を知っていますか」について質問したところ，表10の回答を得た。

表10　ウィーン売買条約（CISG）の理解度（回答数ベース）　（単位％）

	全く知らない	ほとんど知らない	あまり知らない	大体は知っている	少しは知っている	その他
2013年（49件）	19件 (38.8)	12件 (24.5)	9件 (18.4)	1件 (2.0)	8件 (16.3)	0件 (0.0)

10）2013年調査で初めて質問項目とした。

2）結果の分析

ウィーン売買条約（CISG：United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）は2018年1月3日現在88カ国が加盟し，わが国も2009年8月から効力が生じている。それにより輸出国，輸入国がともに同条約の加盟国で，輸出入業者がそれぞれ自国に営業所をもつ場合には，契約上規定されていない部分については輸出入国の法律に優先して同条約がその規定する範囲内で適用される。したがって，わが国の貿易業者は実務上同条約内容を熟知しておく必要がある。

「全く知らない」は4割弱，「ほとんど知らない」は2割強，「あまり知らない」は2割弱でいわゆる「知らない」と回答した者は計8割強を占め，「大体は知っている」は2分，「少しは知っている」2割弱でいわゆる「知っている」と回答した者は2割弱であった。わが国において同条約が有効となってから約4年が経過した時点での調査であることを考えると驚がく的な結果といわざるを得ない。

2　クロス集計と分析

1）アンケート結果

2013では，「貿易形態」と「ウィーン売買条約の理解度」のクロス集計（回答数ベース）は表11の結果であった。

表11

上段：件 下段：%		合計	ウィーン売買条約の理解度					
			大体は知っている	少しは知っている	あまり知らない	ほとんど知らない	全く知らない	その他
全体		49	1	8	9	12	19	0
		100.0	2.0	16.3	18.4	24.5	38.8	0.0
貿易形態	輸出業と輸入業	15	1	3	4	3	4	0
		100.0	6.7	20.0	26.6	20.0	26.7	0.0
	輸出業のみ	17	0	3	4	5	5	0
		100.0	0.0	17.6	23.5	29.5	29.4	0.0
	輸入業のみ	17	0	2	1	4	10	0
		100.0	0.0	11.8	5.9	23.5	58.8	0.0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2）結果の分析

貿易形態によってウィーン売買条約の理解度に特徴があるかないかが分かる。

「少しは知っている」は，「輸出入業」，「輸出業」がほぼ同比率，つづいて「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向，「輸出業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「あまり知らない」は，「輸出入業」，「輸出業」がほぼ同比率，つづいて「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向，「輸出業」は「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「ほとんど知ら

ない」は，「輸出業」，「輸入業」，「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」，「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「全く知らない」は，「輸入業」，つづいて「輸出業」，「輸出入業」がほぼ同比率であった。「輸入業」は「輸出業」，「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。

結びにかえて

以上のように本稿では，2003とほぼ同じ質問項目について行った2013のデータをもとに，各調査年での，第１章利用トレード・タームズに準拠する規則，第２章利用トレード・タームズに対する規則の非準拠の理由，第３章紛争解決方法の規定の有無，第４章ウィーン売買条約の理解度などの実態を把握し，併せて2003から2013にかけてそれらの実態に変化の兆しが生じてきたのかどうかについて考察してきた。この結果，貿易業者は今後の取引においてとくに以下の諸点に留意を払うべきである。

Ⅰ　トレード・タームズを使用するうえでの留意点

売買当事者が貿易取引でトレード・タームズを使用する場合，両当事者は，使用したトレード・タームズの解釈上の不一致から生じる取引上の紛争に留意すべきである。その紛争を防止するために両当事者は，使用したトレード・タームズについて売主および買主の義務を遺漏なく取り決めておく必要がある。このため，両当事者は，この取り決めを行える専門的な知識が不可欠であることはいうまでもなく，時間やコストをかけて協議しなければならない。しかし，こうした作業は両当事者にとって大変やっかいなものであり，先人は，トレード・タームズについての統一的解釈規則を策定し，両当事者がその規則を援用し，共通の規則を遵守することで無用の混乱を避けようとしてきた。

「どの規則にも準拠していない」は，高い回答頻度（2.4～3.0社に１社）のままで推移していた。「どの規則にも準拠していない」を選択した業者は，知ってか知らずか一つ間違えれば大変な紛争が生じる恐れを内包しながら取引を行っていることになる。このような当事者は現在の自社の取引を十分に理解したうえで適切な措置を講じるべきである。各年ともに輸入業者，輸出業者では，比較的高い選択傾向となっており，とくにこれらの業者はトレード・タームズの準拠規則について認識を深める必要があろう。

「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は，回答頻度に大差がみられた（21.0～7.7社に１社）。一応準拠規則を表示しているという点では，「どの規則にも準拠していない」場合に比べて勝ると考えられる。しかし，インコタームズは任意規則であり最新版が自動的に援用するようにはなっておらず，ひいては両当事者間でインコタームズが何年版とするのかの点で相違が生じる恐れがあり，当事者はこの点についても留意が

必要である。2003では，貿易形態による相関傾向はみられなかったが，2013では，輸出業者には適正な準拠規則について注意を喚起したい。

調査時に最新版の1つ前のインコタームズへの使用頻度についてみると，「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」は，2003ではその改訂後丸13年が経過しているが，むしろ低い回答頻度（21.0社に1社）となっていた。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は，2013ではその改訂後丸13年が経過しているが，むしろ低い回答頻度（9.2社に1社）となっていた。一方，調査時に最新版のインコタームズへの使用頻度についてみると，「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は，2003ではその改訂後丸3年しか経過していないにもかかわらず高い回答頻度（4.2社に1社）であった。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は，2013ではその改訂後丸3年しか経過していないにもかかわらず高い回答頻度（4.6社に1社）であった。通常，改訂後年月の経過とともに規則を準拠する者の増加が見込めるものと推測できるが，2003の「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」，および2013の「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」では必ずしもそうなっていなかった。なかでも2003では2013と比べて，それぞれ前回改訂のインコタームズの使用頻度は低くなっていた。しかし，2003では2013と比べて，それぞれ最新版のインコタームズの使用頻度はほぼ同じであった。

「最新版のインコタームズ」[11]は，2003ではとくに輸出業者，2013ではとくに輸入業者は選択傾向が低くなっており，これらの業者はインコタームズの理解を深める必要があろう。

「社内で独自に作成した規則」は，回答頻度に大差がみられた（7.0～23.0社に1社）。また，「同業者団体が規定した規則」は，回答頻度に大差がみられた（10.5～5.1社に1社）。本調査からは，どのような内容の規則を社内で規定したのか，または同業者団体が規定したのかまでは具体的に把握できないが，この種の規定を完璧に作成するには専門的知識と経験が必要となるため，一般的には既存の規定を準拠規則とする方が売買当事者にとっては手間や暇を省けメリットが多いといえる。

Ⅱ　トレード・タームズの準拠規則を取り決めていない場合の留意点

上記Ⅰで「どの規則にも準拠していない」と回答した者からその理由を明らかにした。

「特に問題が生じたことがないから」は，高い回答頻度（1.3～1.8社に1社）のままで推移していた。「それが長年のやり方であるから」は，2003では低い回答頻度（7.0社に1社）であったが，2013では高い回答頻度（2.7社に1社）で推移していた。「どんな規則があるのか知らないから」は，回答頻度に小差がみられた（3.5～6.3社に1社）。「どの規則が適切であるか分からないから」は，中上位の回答頻度（7.0～3.2社に1社）で推移していた。「相手方からの要

11）2003では「インコタームズ2000年版」であり，2013では「インコタームズ2010年版」である。

求がないから」は，上下位の回答頻度（7.0～2.1社に１社）で推移していた。

当事者がトレード・タームズの準拠規則を取り決めていないおもな理由は，長年トレード・タームズに対する解釈規則に準拠していなくとも，それでとくに問題が生じたことがないからである。一方，どんな規則があるのか知らない当事者は，過去には多かったもののその数は少なくなりつつある。またどの規則が適切であるか分からない当事者は増加しつつある。しかしトレード・タームズの準拠規則に対する無知から準拠規則を規定していない者は少なくなりつつある反面，どの規則が適切であるか分からない者が増えつつあるように推測できた。

当事者は，以上の状況である限り，長年同じ業者との間で取引関係がありとくに何のトラブルもない場合であってさえ，いつ商事紛争が生じても不思議ではない状況にあることに留意すべきであろう。

Ⅲ　商事紛争処理対策における留意点

当事者が契約書で紛争解決方法を規定していない場合，「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は，各年ともに高い回答比率（４割弱～６割弱）で推移していた。「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は，各年ともに２位の回答比率（２割前後）で推移していた。これらは紛争解決方法として気休め程度に過ぎずまったく実効性のない方法である。とくに契約書自体を作成していないのは貿易業者として論外であるといわざるを得ない。前者は，2003では輸出入業者，輸入業者で，2013では輸入業者で，また後者では，各年ともに輸出業者で紛争解決方法の規定がない場合の問題点について認識する必要があろう。

当事者がそれで紛争解決方法を規定している場合，「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は，各年ともに３位の回答比率（約６分～２割弱）で推移していた。当事者は，紛争発生時にはその解決に向けて努力することは当然であり，その当然ともいえることを紛争解決方法として規定したところで具体的な解決方法でなければ実効性に乏しい規定であるといわざるを得ない。「ある……訴訟による紛争解決規定」は，各年ともに３～４位の回答比率（約６分～１割強）で推移していた。これは紛争方法を規定しないより有効であるが，商事紛争の解決方法として用いることは一般的にリスクが高いと考えられている。ただ今後，各国においてウィーン売買条約に基づく判決が蓄積されていくことにより，訴訟が商事紛争方法として適切となり採用されていくことも予想されよう。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は，実務上最も現実的で適切な解決策とされている。しかし，紛争解決方法としてこの方法を契約書に規定した当事者は各年ともに３～５位の回答比率（６分前後）であった。もちろんこの解決策を規定した場合であっても，それで十分な解決が図れるわけではない。実際には仲裁機関名，仲裁規則を指定しそこから下された裁定が売買両当事者に対してどのような効果をもたらすのかなどについて詳細に規定する必要がある。したがって，その

ような手当を行った当事者の割合はさらに低くなると推測できる。2003では，貿易形態による相関傾向はみられなかったが，2013では，輸出業者は，訴訟を紛争解決方法としておらず，また商事仲裁を紛争解決方法としていなかった。

Ⅳ　ウィーン売買条約における留意点

大多数の当事者は，ウィーン売買条約をいわゆる「知らない」と回答していた（8割強）。筆者は同条約の理解度の低さについては推測していたものの，わが国でも同条約が有効となって4年が経過した時点での調査であることを勘案すると，当事者は，自己にとって極めて危うい状況下で貿易取引を行っていることが明らかとなった。とくにこの傾向は輸入業者で顕著となっていた。当事者は，同条約の準拠を望まないならそれも可能ではあるが，それを含めてまず最低限の同条約についての知識を得る努力が必要である。

貿易当事者は，実務上の貿易取引では相手方とのかけひきがあり交渉事となるため，理論的に適正な取り決めが必ずしもできるとは限らない。結果として問題を残したままで契約書を作成することになるかもしれない。しかし，当事者にとっては当該取引で用いた契約書の中に問題があることを自覚して取引を行ったのか自覚なしにそれを行ったのかが重要な意味をもつ[12)]。前者の場合には，それによって生じるかもしれない紛争を予期し，その対応策についての準備をすることができよう。さらにその後の貿易取引では生じるかもしれない問題を少しでも解消できる方向に本稿を参考として契約内容を改善することができる。一方，後者の場合には，貿易取引を円滑に遂行するうえで必要となる基礎的知識をまず理解し問題点を自覚できるようにすべきであろう。

以上，本稿で指摘した諸点が，貿易当事者にとって紛争防止のための一助となれば幸いである。

以　上

アンケート調査にご回答頂いた宮城県内の各企業に対して深謝いたします。また分析内容の文責は一切筆者にあることを申し添えます。

12）厳密にはもっと詳細な取り決め内容を要するがここではアンケート調査に関する部分の概括的な指摘にとどめた。貿易業者は各地で開催されている貿易実務セミナーなどを利用し貿易取引や貿易契約に関する理解を深めるのも一策であろう。